

十日町地域広域事務組合監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年12月24日

十日町地域広域事務組合

監査委員 太田市郎

監査委員 大嶋由紀子

令和3年度定期監査結果通知

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査対象 令和3年度組合事務事業の中で主要業務と考えられるもの
- 3 監査対象期間 令和3年度
- 4 監査実施日 令和3年11月22日
- 5 監査の方法
所管の財務に関する事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意のうえ実施した。
監査は、令和3年度の事務事業の中から監査対象事業を指定し、あらかじめ提出された監査資料に基づく監査と併せて必要により関係職員の説明を求めて行った。
- 6 監査結果
事務事業の執行は、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や検討すべき事項が認められた。
- 7 意見
下記指定事業について、別紙意見書のとおり報告する。
 - (1) NET119
 - (2) 通信指令設備改良工事仕様書等作成業務支援委託

令和3年度 定期監査意見書

令和3年12月22日

十日町地域広域事務組合
監査委員 太田 市郎
監査委員 大嶋由紀子

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年11月22日に令和3年度の定期監査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

事業内容	意見
1 NET119 ※事業調書、契約書、見積書により、担当（警防課、事務局長・消防長）説明	事業内容はおおむね適正であった。 特に利用者である聴覚障がい者の意見を尊重するために利用者へのデモンストレーションを実施して意見を聴取したことは評価したい。しかし、このデモンストレーションに参加しなかった業者にも入札を認めたことについては利用者意見尊重の観点から、今後は再考されたい。 利用者が使いやすいシステムにし、市報等を活用しながら周知に努められたい。 また、システム導入に際しての経緯の説明、報告をしていただきたい。
2 通信指令設備改良工事仕様書等作成業務支援委託 ※事業調書、契約書、見積書により、担当（警防課）説明	事業内容はおおむね適正であったが、事業者選定に関しては提案内容を確認、精査すること。また、事業者選定理由、見積依頼した（参考見積も含む）事業者数などを調書に記載されたい。